

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月1日

【会社名】 株式会社ワークマン

【英訳名】 WORKMAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小濱 英之

【本店の所在の場所】 群馬県伊勢崎市柴町1732番地  
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、本店事務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野四丁目8番1号  
T I X TOWER UENO 4階

【電話番号】 03 (3847) 7740 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 飯塚 幸孝

【縦覧に供する場所】 株式会社ワークマン東京本部  
(東京都台東区東上野四丁目8番1号  
T I X TOWER UENO 4階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
(注) 上記の東京本部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金64円

配当総額 5,223,064,448円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関連する規定の新設・変更及び削除、取締役の員数に関する規定の変更、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設、取締役会決議により剰余金の配当を決定することができる旨の規定の新設等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小濱英之、土屋哲雄、飯塚幸孝の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、長谷川浩、新井俊夫、堀口均の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、後藤充隆を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	761,534	323	4	(注) 1	可決 (99.92%)
第2号議案 定款一部変更の件	759,851	2,006	4	(注) 2	可決 (99.70%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 小濱 英之 土屋 哲雄 飯塚 幸孝	750,259 756,252 756,191	11,597 5,605 5,666	4 4 4	(注) 3	可決 (98.44%) 可決 (99.23%) 可決 (99.22%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 長谷川 浩 新井 俊夫 堀口 均	746,407 748,866 756,302	15,450 12,991 5,555	4 4 4	(注) 3	可決 (97.94%) 可決 (98.26%) 可決 (99.24%)
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 後藤 充隆	730,958	30,899	4	(注) 3	可決 (95.91%)
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	761,190	667	4	(注) 1	可決 (99.88%)
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	761,200	653	8	(注) 1	可決 (99.88%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。